



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年5月16日金曜日 第610号

◇ 目 次 ◇ 規 則

○ 愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………（漁政課） …… 390

告 示

- 地方自治法の規定に基づく公金事務の委託……………（保健福祉課） …… 391
- 指定自立支援医療機関の指定（2件）……………（健康増進課） …… 391
- 指定自立支援医療機関の名称の変更（2件）……………（健康増進課、障がい福祉課） …… 391
- 土地改良事業の工事完了の届出……………（農地整備課） …… 392
- 同意の成立（漁獲共済）……………（漁政課） …… 392
- 県営住宅の家賃の収納事務の委託……………（建築住宅課） …… 392
- 道路の区域変更（県道新居浜港線）……………（東予地方局管理課） …… 392
- 土地改良区役員の就退任の届出（3件）……………（中予地方局農村整備第一課） …… 392
- 医師の指定……………（福祉総合支援センター） …… 393
- 指定医師の所在地の変更……………（ ） …… 393
- 指定医師の辞退の届出……………（ ） …… 394
- 落札者等の告示（2件）……………（警察本部会計課） …… 394

選挙管理委員会告示

○ 審査の申立てに対する裁決……………（選挙管理委員会） …… 395

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第28号

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するもの（原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者に限る。）に対して東日本大震災の後令和8年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するもの（原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者に限る。）に対して東日本大震災の後令和7年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

省略

省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第425号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和7年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
伊予鉄総合企画株式会社	愛媛県松山市三番町四丁目9番地5	医療・福祉施設等物価高騰対策応援金支給業務	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から 令和7年8月31日まで

○愛媛県告示第426号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和7年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
おかべ脳神経外科内科クリニック	西条市大町706番地4	岡 部 恭 典			精神通院医療	令和7年 4月1日
かいてき調剤薬局 新玉店	松山市千舟町八丁目67番地9	有限会社アメニティ・ライフ・エイド	松山市枝松一丁目9番45号	代表取締役 草 場 博 文	精神通院医療（薬局）	令和7年 4月7日
松山すずらん薬局	松山市間屋町3番20号	愛ファーマシー株式会社	宇和島市本町追手二丁目2番22号	代表取締役 三 原 尚太郎	精神通院医療（薬局）	令和7年 5月1日
愛らんど薬局 新宿店	大洲市新谷町甲309番地2	株式会社瀬戸内調剤薬局	松山市山越三丁目5番26号	代表取締役 嶋 本 光 佑	精神通院医療（薬局）	令和7年 5月1日

○愛媛県告示第427号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和7年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等				訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地				
株式会社NEXT STAGE	松山市北土居一丁目15番24号	代表取締役 中 西 雅 俊	訪問看護ステーション松山南	松山市北土居一丁目15番24号		精神通院医療	令和7年 4月1日	
株式会社ひかり	松山市桑原7丁目2-22	代表取締役 岩 崎 俊 輔	訪問看護ステーションひかり 松山東事業所	松山市桑原7丁目2-22		精神通院医療	令和7年 4月1日	

○愛媛県告示第428号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和7年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称		担当する医療の種類	変 更 年月日
変 更 前	変 更 後		
マイ薬局 大洲店	おおぞら薬局	精神通院医療	令和7年 4月1日

○愛媛県告示第429号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和7年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称		担当する医療の種類	変 更 年月日
変 更 前	変 更 後		
マイ薬局 大州店	おおぞら薬局	薬局(育成医療・更生医療)	令和7年 4月1日

○愛媛県告示第430号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

令和7年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	河野地区 (松山市)	令和7年3月13日

○愛媛県告示第431号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

○愛媛県告示第433号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜港線	新居浜市政枝町三丁目385番4から 同市本郷一丁目864番5まで	旧	メートル 6.7~10.9 20.0~28.5	キロメートル 0.794 0.749	
		新居浜市政枝町三丁目385番4から 同市本郷一丁目864番5まで	新	20.0~28.5	0.749	

○愛媛県告示第434号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、松山市久米地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年5月16日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事 〃	窪 田 和 志	松山市鷹子町197
	栗 田 正 芳	松山市福音寺町109

退 任

令和7年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	区 分
宇和島区域(愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧宇和島漁業協同組合の地区)	総トン数5トン未満の漁船により、主としてまき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第432号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

令和7年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 委託した事務の範囲及び内容
県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の収納の事務
- 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ニッテレ債権回収株式会社
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

役員の種類	氏 名	住 所
理 事 〃	高 市 徳 治	松山市鷹子町337
	栗 田 光 久	松山市福音寺町243

○愛媛県告示第435号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、松山市太山寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年5月16日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏名	住所
理事	森田 克己	松山市太山寺町1733-4
〃	渡部 逸人	松山市太山寺町1481-1
〃	和田 庄司	松山市太山寺町1885
〃	山口 数廣	松山市太山寺町2281-3
〃	山崎 謙二	松山市太山寺町1326-1
〃	武智 重明	松山市太山寺町566-2
〃	門間 隆幸	松山市太山寺町585
〃	岡本 邦久	松山市勝岡町2511
〃	山本 繁信	松山市太山寺町1031-2
〃	芳之内 英治	松山市勝岡町1281
〃	佐々木 由美	松山市畑寺2丁目9-25-302
〃	森川 深雪	松山市太山寺町1754
監事	高橋 新作	松山市太山寺町2282-9
〃	植木 喜代春	松山市勝岡町2558
〃	須之内 卓哉	松山市太山寺町1114-3
〃	渡部 記佳	松山市太山寺町1554-2

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	森田 克己	松山市太山寺町1733-4
〃	渡部 逸人	松山市太山寺町1481-1
〃	和田 庄司	松山市太山寺町1885
〃	山口 数廣	松山市太山寺町2281-3

〃	渡部 秀夫	松山市太山寺町1198-4
〃	門間 幸治	松山市太山寺町555
〃	高橋 新作	松山市太山寺町2282-9
〃	岡本 邦久	松山市勝岡町2511
〃	武智 敏夫	松山市太山寺町515-3
〃	山口 勝博	松山市太山寺町2339-2
〃	芳之内 英治	松山市勝岡町1281
〃	須之内 富正	松山市太山寺町1028
監事	上森 實	松山市太山寺町1108-10
〃	岡本 成峰	松山市勝岡町2550
〃	鶴高 晴耕	松山市太山寺町1548
〃	渡部 記佳	松山市太山寺町1554-2

○愛媛県告示第436号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、北条市畑地帯総合土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和7年5月16日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃仁

退任

役員の種類	氏名	住所
監事	高本 博見	松山市河野高山甲456番地

○愛媛県告示第437号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和7年5月16日

愛媛県知事 中村 時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
音声・言語機能障害	内科、リハビリテーション科	伊予病院	岡島 幹篤	伊予市八倉906番地5	令和7年5月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	住友別子病院	河野 玲奈	新居浜市王子町3番1号	令和7年5月1日
肢体不自由、心臓・じん臓機能障害	循環器内科、内科、リハビリテーション科	伊予病院	野間 彬仁	伊予市八倉906番地5	令和7年5月1日

○愛媛県告示第438号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和7年5月16日

愛媛県知事 中村 時広

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
石丸 雅巳	医療法人補天会光生病院	今治市室屋町三丁目2番地10	医療法人補天会光生クリニック	今治市室屋町三丁目2番地10	令和7年4月1日
稲田 浩二	西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	社会医療法人社団更生会村上記念病院	西条市大町739番地	令和7年4月1日
石川 賢一	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	いしかわ内科・脳神経クリニック	宇和島市和霊町1208番地1	令和7年4月1日

岡部 恭典	西条市立周桑病院	西条市壬生川131番地	おかべ脳神経外科内科クリニック	西条市大町706番地4	令和7年4月1日
八木 専	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	今治市喜田村七丁目1番6号	令和7年4月1日
加地 伸介	公立学校共済組合四国中央病院	四国中央市川之江町2233番地	医療法人康仁会西岡病院	四国中央市三島金子二丁目7番22号	令和7年4月7日
狩野 拓也	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	一般財団法人積善会十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	令和7年4月1日
上窪 優介	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	令和7年4月1日
山名 悠太	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	令和7年4月1日
津田 貴史	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番5号	令和7年3月31日
宮崎 慈大	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	東温市横河原366番地	令和7年3月31日
高木 康平	一般財団法人積善会十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	令和7年4月1日
末松 駿之介	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	令和7年4月1日

○愛媛県告示第439号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和7年5月16日

愛媛県知事 中村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由	整形外科	住友別子病院	徳田 貴大	新居浜市王子町3番1号	令和7年4月7日
肝臓機能障害	消化器内科	住友別子病院	竹井 大介	新居浜市王子町3番1号	令和7年4月7日
肢体不自由	整形外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	高橋 敏明	東温市志津川	令和7年4月14日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	續木 彩加	東温市志津川	令和7年4月14日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	大下 美由紀	東温市志津川	令和7年4月14日
心臓機能障害	心臓血管外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	薦田 宗則	東温市志津川	令和7年4月14日
じん臓機能障害	腎臓内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	三好 賢一	東温市志津川	令和7年4月14日
じん臓機能障害	腎臓内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	森田 洋平	東温市志津川	令和7年4月14日
肢体不自由	整形外科	市立宇和島病院	松澤 良	宇和島市御殿町1番1号	令和7年4月18日
じん臓・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	消化器外科	公立学校共済組合四国中央病院	宮内 隆行	四国中央市川之江町2233番地	令和7年4月18日

○愛媛県告示第440号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年5月16日

愛媛県知事 中村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
インターネットシステムの借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和7年4月30日	株式会社S T N e t 香川県高松市春日町17-35番地3	876,260円 (月額)	一般競争入札	令和7年3月11日

○愛媛県告示第441号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年5月16日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和7年3月27日	住友電工システムソリューション株式会社 大阪支社 大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2番4号	59,290,000円	一般競争入札	令和7年2月14日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第34号

令和6年11月17日執行の四国中央市議会議員選挙の当選の効力に関し、四国中央市金生町山田井191番地1 茨木淳志から提起された審査の申立てに対して、次のとおり裁決した。

令和7年5月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

裁決書

四国中央市金生町山田井191番地1

審査申立人 茨木 淳志

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和7年2月11日付けで提起された令和6年11月17日執行の四国中央市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、愛媛県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

第1 審査の申立ての趣旨

申立人は、本件選挙における当選人眞鍋利憲（以下「としのり候補」という。）の当選の効力に関する異議の申出について、四国中央市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が令和7年1月24日付けでした上記異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を不服として、当委員会に対し、原決定の取消しを求めるとともに、としのり候補の当選を無効とする裁決を求めて審査を申し立てたものである。

第2 審査の申立ての理由

理由を要約すれば、次のとおりである。

1 別記1-1から1-6まで及び1-8の投票について

いずれの投票もわざとらしく名前の一部を変更している。

また、としのり候補は、本件選挙に同氏の候補者が存在したことから、自己の氏よりも名について、意識的にアピールしていた可能性が高い。

それにもかかわらず、名の一部を変更して記載したことは、この投票の選挙人が誰であるかを推知させる意識的記載であると考えられるため、当該投票は、投票秘密制から逸脱するものであり、他事記載（公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第68条第1項第6号に規定する他事を記載したものをいう。以下同じ。）として無効投票とすべきである。

2 別記1-7の投票について

原決定は、としのり候補の姓の「べ」及び名の「ろ」が脱字されているとして、としのり候補の有効投票と判断しているが、次の理由により他事記載として無効投票とすべきである。

(1) としのり候補は、自己の姓を「眞鍋」と届け出ており、これを「まな」で区切り分けることは、一般的ではない。

また、としのり候補の氏名を「まなし」と省略すること、更に「ひ」を記載することは、不自然であり、この投票の選挙人が誰であるかを推知させる意識的記載であり、投票秘密制を逸脱する。

(2) としのり候補の氏名と一致するのは、「ま」、「な」、「と」及び「し」の4文字、不足する文字が「べ」、「の」及び「り」の3文

字、加えて一致しない文字として「ひ」が記載されている。このように脱字ないし誤字が半数と非常に多く不自然であり、選挙人はあえてとしのり候補の票とは認められないことを目的として記載したものと考えられる。

- (3) 「としひ」がとしのり候補の名の一部であると仮定しても、「としひこ」、「としひさ」又は「としひで」等である可能性があるが、原決定は、「ろ」が脱字されているとして、別記1-2から1-6までの投票と同じ名である「としひろ」とであると判断している。

原決定をするにあたって、誰がどのタイミングで「ろ」が脱字であるという可能性を指摘したのか経緯の説明がなく、「ろ」が脱字であると判断された経緯に疑義がある。

また、「としひろ」の記載は、選挙人が誰であるかを推知させる意識的記載として、あるグループ内で共有されていた可能性があると思われ、それが広く共有されていたことも想像される。

3 別記3-1の投票について

原決定は、無効投票と判断しているが、次の理由により申立人の有効投票と判断すべきである。

- (1) 申立人は、無所属で立候補しており、「む・しょ・ぞ・く」という音節で分解し、発音した場合、「ぞ」の濁点のある文字が際立って強く聞こえるため、申立人の氏名の1文字目である「い」を飛ばして、選挙人が印象に残っている文字を文頭に記載したものと見られる。濁点のあるべき「は」及び「き」には濁点が記載されていないため、「はらき」については、耳から入った音としての認識ではなく、投票所等で、目で見て記載した可能性が高いと考えられる。
- (2) 原決定では、明らかに「ぞ」と記載されているとし、「い」とは考えられないこと、「い」の雑事であれば、他事記載に当たること、「ぞはらき」という氏が四国中央市内に存在しないことを挙げている。

また、原決定においては、本件選挙の候補者である曾我部清（以下「曾我部候補」という。）及び原田泰樹（以下「原田候補」という。）の氏名を判断材料としている。しかし、「ぞはらき」が一見して氏のみと推測できるにもかかわらず、曾我部候補及び原田候補の氏名全体で文字の一致数を考慮しており、連続文字数の一致については全く考慮しておらず、極めて不自然である。

まず、曾我部候補の氏名のうち「そ」は氏、「き」は名であり、その間に「がべ」の2文字が含まれており、文字数の一致も6文字中2文字と非常に低い。

また、原田候補の氏名のうち「は」及び「ら」の2文字は連続しているが、「き」は名の最後の1文字であり、「は」及び「ら」との間に「だやす」の3文字が含まれており、文字数の一致度も6文字中3文字と高くない。

一方で、申立人の氏は、「ぞはらき」と同じ4文字である「いばらぎ」であり、文字数の一致度は、4文字中3文字と高く、かつ、そのうち「はらき」の3文字が連続して一致していることを踏まえると、「ぞはらき」は申立人の氏である「いばらぎ」の誤記であると考えられる。

- (3) 原決定では、「ぞはらき」との記載が、選挙人が誰であるかを推知させる意識的記載と捉えられるとの指摘がなされているが、「ぞはらき」は申立人の有効投票と認められない可能性があり、申立人の有効投票と認められない票に選挙人を推知させる意識的記載をする理由がない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとしてこれを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴するとともに、申立人に口頭意見陳述の機会を与え、利害関係人であるとしのり候補を参加人として審理に参加させた。

また、市委員会に対し、本件選挙の開票録の写しその他関係書類の提出を求めてこれを徴し、慎重に審理を行った。その結果は、次のとおりである。

第1 弁明書における市委員会の主張について

弁明書における市委員会の主張を要約すると、次のとおりである。

1 別記1-1から1-6まで及び1-8の投票について

- (1) 判例等による審査基準によると、選挙人が記載した投票用紙に誤字脱字があったとしても、その記載が当該候補者に投票する意思があると判断されるものについては、選挙人の投票意思を最大限に汲み取り、有効投票と考えるものである。
- (2) 誤記はあるものの、氏及び名のそれぞれを記載しており、誤字した文字については単に書き間違えたことは明白であり、としのり候補に投票しようと記載されたものと推測できる。
- (3) 誤記の原因として、記憶力の低下や書き間違い、手の不自由等が挙げられるが、本件選挙は高齢者の投票率が高く、高齢等により誤記しやすい選挙人が多いことは最も推測されることであり、意図的に誤記をするなど、その形態からは申立人が主張する他事記載に当たるとは考えられない。
- (4) 全ての候補者について、公平かつ法及び判例に基づいて適法に決定している。仮にこれらの投票を無効であると判断するのであれば、申立人自身の有効投票の一部にも誤記及び脱字が混入されていることから、それらの投票が全て無効投票と判断される可能性が高く、候補者によって審査基準が異なるのでは公平とは言えず、誤記及び脱字の混入を理由とする無効投票がないか、全ての候補者の有効投票を全開披点検する必要があるが、市委員会の審査基準、判断及び決定に誤りはないため、その必要性がない。

2 別記1-7の投票について

- (1) 投票用紙に記載する候補者氏名については、戸籍名どおりに投票用紙に記載されていなくても、候補者に投票する意思があると判断されれば有効投票となる。
- (2) 「まなしひ」の文字を氏と名に二分するとすれば、「まな」が氏、「としひ」が名であり、「べ」の脱字、「ひ」は「のり」の誤記

と推測され、記載の全体像からとしのり候補に投票する意思があることは明確である。当該投票は意図して「まなし」と省略された文字とは考えられず、その字体及び筆圧から「まなべとしのり」と記載したかったが、手の不自由や高齢、緊張のあまり結果的に脱字や誤記が生じたものと想定される。

- (3) 「ろ」が脱字されていると考えたのは、「としひろ」と誤記された投票が多くあったためであり、「ろ」が他の文字である可能性はあったとしても、全体像から選挙人がとしのり候補に投票する意思があるのは明らかである。

3 別記3-1の投票について

- (1) 投票用紙に記載する際の氏名掲示表には「無所属」にふりがなを付していないため、「ぞ」を「無所属」の「属」から連想して記載したとは考えられない。

また、申立人は、令和5年4月9日執行の愛媛県議会議員選挙に立憲民主党から立候補し、政治活動においても所属党派として活動しており、有権者にも申立人の政党活動が認知されている。本件選挙の公営ポスターにも「無所属」の表記はなく、有権者が申立人を無所属と認識して、有権者に「ぞ」の印象が残るとは考えにくい。

申立人が、一文字目の「い」を飛ばして「はらき」と記載としたと主張するのであれば、「ぞ」は明らかに氏以外のものを記載したものであり、雑事記載に当たり無効投票となる。また、「はらき」の記載だけでは、誰に投票したかの意思が確認できないため、申立人の有効投票とする根拠がない。

- (2) 「ぞはらき」と記載されていたと仮定して、「そがべきよし」、「はらだやすき」又は「いばらぎあつし」の誰に投票しようとしたのか推測できない。記載の全体像から考えると、一文字目は「ぞ」か、「ゝ」が濁点か記号等であるのかも不明であり、三文字目も「ら」ではなく、数字の「5」とも推測され、無効投票の雑事記載と判断せざるを得ない。

- (3) 仮に当該投票を氏名が記載されたものと考えた場合、どれが氏で、どれが名であるか判断がつかない。

申立人が主張するように当該投票が氏のみを記載したものであり、「ぞはらき」は「いはらき」の誤記と考えた場合でも、選挙人が日常的に誤って母音が全く違う「ぞはらき」を「いばらき」と言い間違えて発音することは考えられず、選挙人が「いばらぎあつし」と記載する意図は推知できない。

- (4) 申立人が主張する「認められない票としたうえで選挙人が誰であるかを推知させる意識的記載」については、審議の上で、文字か記号の混入か、氏、名又は氏名であるか、全てを推測した上で不明確で認められない票になるため、秘密投票主義に逸脱したと判断した。

第2 反論書及び口頭意見陳述における申立人の主張について

反論書及び口頭意見陳述における申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

1 別記1-1から1-6まで及び1-8の投票について

- (1) 市委員会は、判例等による審査基準をあてはめる際に、としのり候補と申立人に対する投票の効力の判断に偏りがあり、中立の立場で判断したとは言い難い。
- (2) 審査申立書3の(1)で、あえて誤字脱字としたことにより、選挙人が誰であるかを推知させる意識的記載である可能性を指摘しているが、この点に対する市委員会の反論がない。
- (3) 市委員会は、誤記の理由として高齢等により誤記しやすい選挙人が多いことを推測しているが、極めて単純な性善説に立っており、日本国憲法第15条及び法(第46条第4項、第68条等)とは合致しない。
- (4) 市委員会は、申立人の有効投票の一部にも誤記や脱字が混入されており、無効投票と判断される可能性が高いと言うが、およそ事実に基づかないものである。

2 別記1-7の投票について

- (1) 市委員会は、「まなしひ」の文字について、氏を「まな」、名を「としひ」として二分しているが、「と」が助詞であり、「まな」「と」「しひ」とも読めるにもかかわらず、説明なく当然に二分している。としのり候補の有効投票とするために、後付けで判断したとしか考えられない。
- (2) 市委員会は、誤字脱字の割合といった客観的な判断によらず、主観による判断をしている。なぜ当該投票が有効で別記3-1の投票が無効なのか、正面から答えていない。
- (3) 市委員会は、別記1-7の投票については、選挙人の投票意思を最大限に汲み取ろうとして記載内容を補ってとしのり候補の誤記と推測し、同候補の有効投票と判断する一方、別記3-1の投票については、誤記の可能性を排除し、申立人の氏との文字数の一致や文字の連続性を考慮せず無効と判断しているが、判断の統一性・公平性を欠いている。
- (4) 市委員会は、別記1-7の投票の効力について、他に「としひろ」と誤記した投票が多数存在したことに引っ張られて有効の判断をしたのではないかと、他に類似の投票があったことを考慮する解釈は判例等で示された基準を拡大解釈し過ぎているのではないかと。

3 別記3-1の投票について

- (1) 候補者名とともに政党名が記載されている場合については有効投票とする取扱いがなされている。
- (2) 市委員会は、氏名掲示表に「無所属」のふりがなを付していないため、「ぞ」を「無所属」の「属」から連想して記載したとは考えられないと主張するが、有権者一般において「属」の文字は判読できると考えるのが自然にもかかわらず何ら具体的な説明がない。
- また、申立人は、本件選挙の際、政党には所属せず、無所属で立候補しており、選挙公報及び選挙ビラに「無所属」である旨を記載していた。そして、氏名掲示表に「無所属」と掲示しているのであれば、全ての投票人が、申立人が無所属である事実を複数回接していると推察される。所属党派としての政治活動についても、市委員会及びその周辺の関係者のように、有権者に広く認知されて

いたとは限らない。少なくとも、立憲民主党から立候補した愛媛県議会議員選挙では落選しており、申立人が政党に所属していたことが広く有権者に知られていることは全く逆の結果となった。

- (3) 市委員会は、「ぞはらき」の記載を氏名と断定し、氏又は名のみが記載されたことを前提とした考察を行っていない。

一般に氏のふりがなの文字数の多くが3文字又は4文字であること、当該投票の記載が中心部分よりかなり左側に偏っており投票者が続けて何か(恐らく名)を記載しようとしていたことが推察されることからすると、当該投票は、氏のみが記載されたものと考えらるべきである。そして、氏のみが記載されたものと考えた場合、「ぞはらき」との文字数及び文字の連続性で最も合致するのは申立人である。

第3 投票の効力に関する主な判断基準について

- 1 投票の効力の決定にあたっては、法は第67条において、「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定し、法第68条第1項第8号は「公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」を無効と規定している。

ここでいう「選挙人の意思」の判断にあたっては、「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべき」(最高裁判所昭和31年2月3日判決)とされている。

- 2 また、「投票を有効と認定できるのは、投票の記載自体から選挙人が候補者の何びとに投票したのかその意思を明認できる場合でなければならない。公職選挙法67条が、同法68条(無効投票)の規定に反しないかぎりにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない旨を規定するのも、右の趣旨を明示したものにはかならない。もっとも、選挙人の投票意思の認定にあたっては、その選挙における諸般の事情を考慮して判断することが許されないものではなく、また、投票の記載についても、ある程度の記載文字の拙劣、誤字、脱字等が存在しても、その故をもって、ただちに投票意思の明認を妨げるものとはいえない。しかし、投票の記載によっては投票意思を明確にしがたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人はつねに候補者中の何びとかに投票するものという推測のもとに、これを右特定の候補者の得票と解するような判断の仕方にはわかに容認しがたい。」(最高裁判所昭和42年9月12日判決)とされている。

なお、「投票が候補者の何びとを記載したものであるかは、投票の記載自体について判定すべきであって、場合により当時の一般情勢を参しやくすることはあり得ても、無記名投票制度の下では特定の選挙人が候補者の何人に投票する意思であったかということを含んなくし、または憶測することは許されない。」(福岡高等裁判所昭和26年11月14日判決)とされている。

また、伊礼正(選挙公報には「いれい正」と表記)が立候補した令和4年10月2日執行のうま市議会議員選挙において「イでイ」と記載された投票の効力につき、福岡高等裁判所那覇支部令和5年8月31日判決は、「イデい正」という有効投票が他に存在することも併せて考慮しており、投票の効力の判断において類似する有効投票の存在を考慮することを肯定している。

- 3 混記等については、「公選法67条後段の規定の趣旨に徴すれば、投票の記載から選挙人の意思が判断できるときは、できる限りその投票を有効とするように解すべきであり、投票に記載された文字に誤字、脱字や明確を欠く点があり、投票の記載が候補者の氏名と一致しない場合であっても、その記載された文字を全体的に考察することによって選挙人がどの候補者に投票する意思をもって投票をしたかを判断し得るときには、右投票を当該候補者に対する有効投票と認めるのが相当である。そして、投票を二人の候補者氏名を混記したものと無効と解するのは、当該投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限られるものというべきであって、そうでない場合には、いずれか一方の候補者の氏名に最も近い記載のものはこれを当該候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、又は単なる誤記によるものと解すべきである。」(最高裁判所平成4年7月10日判決)とされている。

また、ある候補者の氏と別の候補者の名から成る投票の効力について、最高裁判所昭和57年3月4日判決は、特段の事情がない限り、両候補者の氏名を混記したものでいずれの候補者を記載したかを確認し難いものというべきとし、氏を優先して一方の候補者の有効投票と判断した原判決を破棄している。

- 4 法第68条第1項第6号は、投票につき、「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの」を無効とすると規定している一方、「職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」と規定している。

また、「他事記載を無効とする趣旨は、投票の記載が投票者の何人であるかを推知させる機縁をつくり、秘密投票制を破壊するのを防止するため、そのような記載を抑制することにあるから、右他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であって、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性的のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、右の他事記載には当たらないものと解するのが相当である。」(仙台高等裁判所昭和63年6月30日判決)とされている。

なお、「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの」については、「他に無効原因がなく、他事記載さえなければ特定の候補者の有効な投票となったであろうと考えられるような投票をいう。」(逐条解説公職選挙法(上)666頁)と解されている。

第4 当委員会の判断

当委員会では、以上の考え方に従い、投票の効力を検討する。

- 1 別記1-1から1-6まで及び1-8の投票について

(1) 別記1-1の投票は、「まなべとしゆき」と記載され、「まなべ」は、本件選挙のとしのり候補及び眞鍋幹雄(以下「みきお候補」

という。)の氏と一致する。また、本件選挙において「としゆき」という名の候補者は存在しないが、としのり候補の名と4文字中2文字が一致する一方で、みきお候補の名とはいずれの文字も一致せず、記載された文字を全体的に考慮すると、としのり候補に最も近似していると認められる。

- (2) 別記1-2から1-5までの投票は、「まなべとしひろ」と、別記1-6の投票は、「真鍋としひろ」又は「眞鍋としひろ」と記載され、「まなべ」及び「真鍋」又は「眞鍋」は、としのり候補及びみきお候補の氏と一致する。また、本件選挙において「としひろ」という名の候補者は存在しないが、としのり候補の名と4文字中2文字が一致する一方で、みきお候補の名とはいずれの文字も一致せず、記載された文字を全体的に考慮すると、としのり候補に最も近似していると認められる。
- (3) 別記1-8の投票は、「真鍋よしのり」と記載され、「真鍋」は、としのり候補及びみきお候補の氏と一致する。また、本件選挙において「よしのり」という名の候補者は存在しないが、としのり候補と4文字中3文字が一致することに加え、1文字目の「よ」は、としのり候補の名の1文字目の「と」と母音が一致している。一方、みきお候補の名とはいずれの文字も一致せず、記載された文字を全体的に考慮すると、としのり候補に最も近似していると認められる。
- (4) 申立人は、これらの投票について、いずれも意図的に名の一部を変更して記載しているものと見られ、選挙人が誰であるかを推知させる意識的記載であり、他事記載として無効投票であると主張する。しかし、本件選挙において「真鍋」の氏の候補者が2名存在していたことを考慮しても、これらの投票が、意図的に名の一部を変更して記載したと判断できる合理的根拠はない。また、申立人からは上記主張を裏付ける客観的な証拠の提示はなかったことから、申立人の主張は、憶測の域を出ないと言わざるを得ず、認められない。
- (5) 以上から、別記1-1の投票「としゆき」、別記1-2から1-6までの投票「としひろ」、別記1-8の投票「よしのり」は、いずれもとしのり候補の名を誤って記憶して記載したものと判断するのが相当であり、同候補の有効投票とした市委員会の判断は不合理とは言えない。

2 別記1-7の投票について

- (1) 別記1-7の投票は、文字の稚拙なところは多少あるが、「まなとしひ」と記載されたものと認められる。本件選挙において、「まなとしひ」という候補者は存在せず、「まなとしひ」のどの箇所でも氏と名を区分しても一致する氏又は名を有する候補者は存在しないが、「まな」については、としのり候補及びみきお候補の氏と3文字中2文字が連続して一致し、「とし」については、としのり候補の名と4文字中2文字が連続して一致している。本件選挙の候補者の中で選挙人がいずれかの候補者に投票する意思をもって投票したものと推定するなら、別記1-7の投票の記載と氏名の一致する部分が最も多い候補者がとしのり候補であることから、当該投票は同候補への投票を意図したものと考えるのが自然である。
- (2) なお、上記第4の1の(2)のとおり、「まなべとしひろ」及び「真鍋としひろ」又は「眞鍋としひろ」と記載された投票が合計で5票存在しており、本件選挙において、としのり候補の名である「としのり」を「としひろ」と誤って記憶したと推測される選挙人が現に複数名存在することから、別記1-7の投票が「まなべとしひろ」と記載しようとしたものの脱字であると主張する市委員会の判断には理由がある。
- (3) 申立人は、当該投票について、「まなとしひ」を「まな」で区切って氏との一致を判断することは不自然であると主張するが、投票について、選挙人がどの候補者に投票する意思をもって投票をしたかを判断するにあたっては、判例でも示されているとおり記載された文字を全体的に考慮することとされている。

また、申立人は、「まなとしひ」の記載は脱字ないし誤字が多く不自然であり、記載者はあえてとしのり候補の票とは認められないことを目的としてこのように記載したと考えられる、としのり候補を「まなとし」と省略することや「ひ」を記載することは不自然であり、選挙人が誰であるかを推知させる意識的記載であり、他事記載として無効投票であるなどと主張するが、いずれも申立人から主張を裏付ける根拠は示されておらず、申立人の主張は憶測の域を出ない。

なお、市委員会の決定において「としひ」の記載を「としひろ」の脱字と判断した経緯が不明であるとの申立人の主張に対しては、市委員会が弁明書において「まなべとしひろ」と記載された投票が複数存在していることから、「ろ」を脱字と推測したと弁明しており、市委員会の判断した経緯に不合理な点は認められない。

- (4) 以上から、別記1-7の投票は、記載された文字を全体的に考慮して、当該投票を「まなべとしひろ」の「べ」及び「ろ」が脱字されたものであるとして、としのり候補の有効投票とした市委員会の判断は不合理とは言えない。

なお、「としひ」が「としひろ」と誤って記憶した名の脱字であれば、5文字目の「ひ」についても、他事記載には当たらない。

3 別記3-1の投票について

- (1) 別記3-1の投票は、市委員会が弁明書において「ぞ」が文字であるのか、濁点が果たして濁点か記号等であるのか不明であり、「ら」とされる字体も数字の「5」とも推測される旨を主張しているが、市委員会が原決定で前提としたとおり文字の稚拙なところは多少あるが、「ぞはらき」と記載されたものとして判断するのが自然と考える。本件選挙において「ぞはらき」という氏又は名の候補者は存在しない。当該投票は、濁点を考慮しなければ申立人の氏「いばらぎ」と4文字中3文字が連続して一致しているが、申立人の氏の1文字目の「い」と「ぞ」は字形が大きく異なっている。また、当該投票は、本件選挙の候補者である原田候補の氏名「はらだやすき」と6文字中3文字が濁点を付さない点も含めて一致している。
- (2) なお、市委員会は当該投票について「ぞはらき」のどれが氏で、どれが名か判断がつかないと弁明する一方、申立人は、当該記載について、文字数の一致や文字の連続性、左側に偏った記載から氏のみ記載と推測できるにもかかわらず、原田候補と類似性を比較することについて、不自然であると反論するが、他に類似する候補者が存在する本件選挙においては文字数のみをもって氏のみ

記載とは判断できず、左側に偏った記載という点が、氏の右に名を続けて書こうとして氏のみ記載にとどまったとする申立人の主張は推測の域を出ない。この点、「ぞはらき」という氏が少なくとも本件選挙が執行された四国中央市内に存在しない以上、当該記載は氏のみ記載であると断定できる根拠がなく、市委員会が当該投票の検討において候補者の氏名全体と比較したことに不合理な点はない。

また、申立人は、原決定が氏名全体での文字の一致数を考慮する一方で、連続文字数の一致については全く考慮していないことを不自然であると主張するが、市委員会は弁明書において、投票の効力を決定するにあたっては、記載の全体像から考慮して当該投票を無効とした旨を弁明している。

- (3) 当該記載の全体が申立人の氏の誤記であるかを検討した場合、「ぞ」は発音、字体ともに「い」との類似性はなく、また、申立人の氏の漢字表記である「茨木」についても「ぞはらき」と読むことはできないため、単なる誤記と解するよりは「いばらぎ」を「ぞはらき」と意識的に記載したものとする方が自然である。

「ぞはらき」が申立人の通称の類であるならば、当該記載は他事記載には当たらないとされているが、この点、本件選挙において申立人が「ぞはらき」という通称使用の認定を受けて選挙運動を行っていた等特段の事情があったとは認められず、「ぞはらき」が申立人の通称の類であるとは認められない。

よって、「ぞはらき」の記載が申立人を指すと仮定するのであれば、投票をした選挙人が誰であることを推知させる意識的記載、すなわち法第68条で無効とされる他事記載に該当する。原決定においても「ぞ」を「い」の雑事とした場合は他事記載であると指摘しており、市委員会の判断に不合理な点はない。

- (4) 「ぞ」が他事記載に当たらない例として、候補者の職業や身分を記載したものがあるが、一般的に「所属政党名」、「中立」、「公認」等は身分の類と認められる。

この点、申立人は、「ぞ」は無所属の「ぞ」であると主張しているが、弁明書によると、市委員会は、投票用紙に記載する際の氏名掲示表において「無所属」にふりがなを付していないことや申立人が過去の選挙や政治活動において所属党派により活動していたこと、本件選挙における申立人の選挙運動用ポスターにも「無所属」の表記はないことを挙げ、申立人が主張する「むしょぞく」の「ぞ」の印象が選挙人に残るとは考えにくいと主張している。

一方、申立人は、本件選挙に無所属で立候補しており、選挙公報及び選挙ビラに無所属である旨を記載し、氏名掲示表にも無所属と掲示されていること、過去の所属党派としての政治活動についても市委員会及びその周辺の関係者のように有権者に広く認知されていたとは限らないこと、立憲民主党から立候補した過去の選挙では落選していることから、有権者が申立人を無所属であると認識していたと考える方が自然であると反論している。

市委員会及び申立人の主張を受け、申立人から提出のあった選挙公報及び選挙ビラの記載を確認したところ、その所属党派の記載は「無所属」であり、ふりがなが付されていないため、「むしょぞく」の「ぞ」の印象が選挙人に残るとは考えにくいとした市委員会の判断は不合理とは言えず、申立人の反論は推測の域を出ない。

よって、「ぞ」は無所属の「ぞ」であるとの申立人の主張には理由がない。

- (5) また、「ぞ」が他事記載に当たらない別の例として、当該記載が、一旦記載しかけた他の候補者の氏名を抹消し忘れたものと判断される場合がある。本件選挙の候補者には氏名の1文字目に「ぞ」を有する曾我部候補が存在することから、「ぞ」が曾我部候補の氏の抹消を忘れた記載であるとの仮定も可能である。

この場合、2文字目以降の「はらき」の記載が選挙人が投票しようとした候補者を指すこととなるが、当該記載が含まれる申立人と原田候補を比較した場合、申立人の氏との比較では、当該記載は清音のみで構成され、申立人の氏と音感が異なることに加え、候補者名を一度書き損じた後に改めて記載する氏名でありながら、その1文字目を脱字していること、原田候補の氏名との比較では、同様に候補者名を一度書き損じた後に改めて記載する氏名の最初の2文字と最後の1文字しか記載していないことのいずれが選挙人の所作として、より自然に起こり得るか判断できるものではない。

よって、「ぞ」が一旦記載しかけた他の候補者の氏名を抹消し忘れたものと仮定した場合、当該投票はいずれの候補者に投票したのか判断できず無効投票とせざるを得ない。

- (6) 以上から、当該投票は、その全体が申立人の氏名を記載したものと仮定すれば他事記載と、1文字目を抹消し忘れた投票であると仮定すれば、いずれの候補者に投票したのか判断できない投票と判断せざるを得ないものであり、かつ、これらのいずれに該当するか、その記載からも判定し得ないものであることから、結論として、単に雑事を記載した投票として無効投票とした市委員会の判断は不合理とは言えない。

第5 結論

以上のとおり、原決定の取消し及びとしのり候補の当選の無効を求める申立人の主張には理由がないから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年5月8日

審査庁 愛媛県選挙管理委員会

委員長	三好賢治
委員	越智やよい
委員	大西康司
委員	藤田育子

教示

この裁決に不服があるときは、法第207条の規定により、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、高松高等裁判所に訴訟を提起することができる。